

質問・回答

令和6年3月12日公表

開札予定日	令和6年4月2日(火)
調達件名	西部スラッジセンターで使用する特別高圧電力 拓北水再生プラザで使用する高圧電力
質問1	契約単価内訳書による算定時の月々の各料金項目ごとの端数処理に関してご指定はございますでしょうか。また本書面に押印並びに入札書との割印は必要ですか。
回答	各料金項目の端数処理の方法に指定はありません(銭単位まで記載可能)。ただし、基本料金小計において銭未満が発生した場合は、銭未満(円単位で小数点3位以下)を切り捨て、合計金額においては、1円未満を切り捨てるものとしています。 また、契約単価内訳書の押印及び入札書との割印は不要です。
質問2	ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュー・プランとなっております。弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。 弊社にて修正してもよろしいでしょうか。
回答	契約単価内訳書に、月ごとに異なる基本料金単価を設定し、昼間単価及び夜間単価を同額にして入札することは可能です。
質問3	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、問題ないでしょうか。 また、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいており、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて行いますが、問題ないでしょうか。
回答	請求書については原則として、請求書紙面に代表者印を押印して提出していただく必要がありますが、令和3年3月より請求書の取扱いが一部変更となり、一定の条件を満たした場合、請求印の押印を省略した請求書を電子メールに添付して提出することも可能となりましたので、下記のホームページを確認してください。 https://www.city.sapporo.jp/kaikei/shiharai/seikyusyonoyouken.html なお、下水道事業会計においては、WEBからのダウンロードによる提出も、一部対応可能しております。 また、請求書の内訳に指示数を含めた検針結果の記載があれば、検針票の提出は必要ありません。毎月の受電月報についてもWEBからのダウンロードでの対応が可能です。 【よくある質問2-6】の回答を修正しましたので、ご確認ください。
質問4	契約約款第9条(計量及び検査)及び第11条(電気料金の算定及び支払)について 計量日時は発注者と受注者の協議により定めるという記載ですが、現状既に計量日時は決まっており、受注者はそのまま引き継ぐことになります。現状計量日は1日でしょうか。 また、記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面:計量⇒検査⇒合格⇒請求 実情:計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変わらぬかなくとも結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。 なお、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますので、ご了承いただけますでしょうか。
回答	現契約の計量日は毎月1日午前零時00分です。 また、検査合格後の日付の請求書を再発行していただく必要はありませんが、請求書が検針票を兼ねている場合は、請求書受領後に検査を行うことになりますので、検査合格後(検査日から30日以内の支払いとなります)。

質問 5	<p>契約書約款に発注者の責めに帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『発注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は当該日から契約期間満了の日までにかかる予定使用電力量に、単価一覧に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、単価一覧に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>
回答	契約約款の条文を変更することはできません。
質問 6	<p>第 21 条（雑則）2 項について 定めのない事項につき協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照のうえ』を追記できますか。</p>
回答	契約約款の条文を変更することはできません。
質問 7	契約保証金の免除申請の際に求められているのは、契約書の写しでしょうか。履行証明書でも可能でしょうか。また、種類として特別高圧は必須でしょうか。
回答	札幌市契約規則第 25 条第 3 号による免除をする場合は、過去 2 年間で本市又はその他の官公庁と締結した電力調達契約のうち、「契約電力」及び「予定使用電力量」を同規模とする契約書の写しを 2 件以上提出していただきます。ただし、本市と締結した契約で、発注者が履行実績を確認できる場合は契約書写しの提出を省略する場合もございます。
質問 8	<p>一般送配電事業者は 2024 年 4 月に料金見直しをすると発表しております。 料金見直しとは、契約単価だけではなく、燃料費調整額の算定諸元も変更すると発表しています。 今回契約に至った場合、改定後の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用する旨を記載した覚書を締結させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。 (旧一般電気事業者は、自社のタイミングで燃料費調整額を含む標準メニューの見直しをすることができます。弊社で設定する料金メニュー単価を算定する仕組みの中には、燃料費調整額の算定諸元も考慮されております。お見積り提供後に旧一般電気事業者に算定諸元の見直しをされ、それ適用とすると、見積もった予定総額から大幅にずれてしまう可能性が高いため。)</p>
回答	本件は、燃料費調整単価の算定方法について、契約書別紙「単価一覧」注3に記載のとおり、みなしこそ一般電気事業者の用いる方法を準用することとしております。ただし、みなしこそ一般電気事業者の用いる算定方法が変更される場合は、契約約款第 12 条に基づき、協議することができます。